

議案第 5 2 号

海老名市企業立地促進条例の一部改正について

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

法人市民税の税率改正に伴い、本社等を立地する企業に対する奨励措置においても法人税割の税率を引き下げたいため

海老名市企業立地促進条例の一部を改正する条例

海老名市企業立地促進条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「100分の7.35」を「100分の6.05」に改め、同項第2号中「
「14.7分の2.4」とあるのは「7.35分の1.2」」を「「12.1分の2.4」とあるのは「
6.05分の1.2」」に、「「14.7分の1.2」とあるのは「7.35分の0.6」」を「「12.1分
の1.2」とあるのは「6.05分の0.6」」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。